公益社団法人
羽生市シルバー人材センター

通　信

第 10 号 12 月
発行　令和 3 年 12 月発行

配分金に消費税が入っていることをご存じでしたか！

ひまわり通信第８号にて配分金に係る消費税についてご説明しましたが、今回は税にちなんで配分金と消費税及び制度改正予定の「インボイス制度」について触れてみます。

◆ 配分金は、請負契約に基づき働いた対価として支払われるお金です。

◆ 配分金は所得税法上では雑所得として扱われます。

◆ 配分金には、内税として消費税が入っています。

◆ シルバー会員は、いわゆる個人事業主として仕事をしますので消費税納税義務者になります。

しかしながら、消費税を納税する義務が発生するのは標準期間(2 年前の 1 年間)における課税売上額(配分金の総額)が 1,000 万円未満の事業主は納税義務が免除されます。もう少し付け加えますと、シルバー会員に対する配分金については、消費税の納税義務のない免税事業者である会員に対しても、消費税を含めて支払われているので、免税事業者としての利益(益税)を享受していることになります。

ここまでは、一般的な話なのですが、2023 年 10 月 1 日から「適格請求書等保存方式(インボイス方式)が導入され、消費税の取扱いが変わります。

今後も引き続き事務局からのお知らせをご覧下さい。

事務局からのお知らせ・・・・

新型コロナウイルスの感染者数もワクチン接種が進み、減少傾向にありますが、まだ油断はできません。引き続き感染対策に努めてまいります。また今年はインフルエンザ大流行も懸念されます。コロナ同様、インフルエンザ予防対策にも努めてまいります。

地球温暖化・地震等の自然災害が私たちの今後の生活に大きな影響を与える事でしょう。

万一の備えを忘れずに・・・・・・

★携帯用消毒スプレーの配布について

国のセンター支援事業の一環として、会員皆さんに「携帯用消毒スプレー」を購入しお渡しいたします。但し、おひとり様一点限りです。配布開始については「通信」到着日より同封の引換券を事務局までご持参ください。

◎植木の剪定高さ制限について

県の巡回指導等により当センターの植木剪定の高さが安全適正就業をはるかに上回るので是正するよう指導を受けました。今後は発注先にもご理解いただき、15 尺の脚立及び二連梯子を使用せず 12 尺の脚立にて届く範囲内とさせていただきます。

◎会員皆が助け合いの精神で・・・・・

これからシルバー人材センターの働き方が変わろうとしています・・・・・

シルバー人材センターが誕生して 33 年目を迎えました。人口減少・少子高齢化・定年延長等、60 歳代の入会率が減りました。シルバー事業に取っては大きな痛手です。また、コロナ等により事業運営がより一層厳しさを増し先行き不透明となりました。会員の皆さん、時代が変わりました。また、シルバー人材センターもこれから大きく変わります。そのことをご理解いただき引き続きご協力下さい。

○「年末年始のご案内」

センター事務局は 12 月 29 日(水)～1 月 3 日(月)まで休業とさせていただきます。なお、4 日より通常営業となりますのでよろしくお願いします。

「〝良いお年をお迎えください〟」

"ぶらっと一人散策"
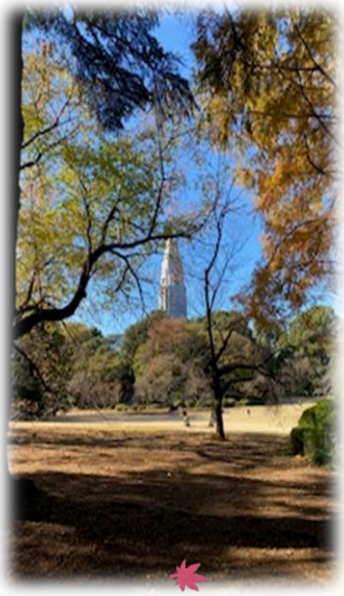
新型コロナウイルス感染症がいくぶん落ち着きを保ち、感染対策を万全にしながら晴天の秋空、ぶらっと一人で自然散策してきました。